

重要事項説明書

令和 3年8月1日現在

1. 介護老人保健施設の概要

施設の名称 介護老人保健施設サン・ヒルズ紋別
施設の所在地 北海道紋別市花園町5丁目3番7号
電話番号 0158-26-2500
FAX 0158-26-2155
メール sunhills@circus.ocn.ne.jp
開設年月日 平成10年10月1日
指定番号 介護老人保健施設(ユニット型併設)0155180011号
利用定員 入所(短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護)100人
(うちユニット型定員12人)
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)40人
施設・構造 建築延面積 5557.24㎡ 建築構造 4階建 鉄筋コンクリート造
居室の種類 個室(16.24㎡)20室・2人室(21.23㎡)28室・4人室(39.05㎡)6室
交通の方法 バスターミナルから徒歩5分程度、紋別空港から車で10分程度

2. 事業を運営する法人の概要

法人の名称 医療法人社団明正会
法人の所在地 北海道紋別市花園町5丁目3番7号
代表者名 理事長 松野正吾
電話番号 0158-26-2500
FAX 0158-26-2155
開設年月日 昭和62年4月1日

3. 運営方針

- ・高齢者福祉における処遇の質の確保と向上に努め、特別養護老人ホームまたは家庭と医療機関との中間的処遇をベースにしたサービスを行う。
- ・医療と福祉の機能を十分に備えた施設として、医療行為の偏重を避け、生活援助の場としてを原則にバランスのとれた処遇に努める。
- ・高齢者の自立と、家庭における在宅介護を指導し、スムーズな家庭復帰を支援する。
- ・通所リハビリテーション、短期入所療養介護のサービスを実施し、在宅介護支援活動の強化推進をはかる。

4. 営業日及び営業時間

事務所 月～金曜日 8:30～17:15
土曜日 8:30～12:00、日祝祭日・年末年始は休日
面会時間 月～土曜日 8:30～20:00
日曜日 9:00～20:00
通所リハビリテーション 月～金曜日 8:30～17:15、土日祝祭日・年末年始は休日
入所・短期入所療養介護 年中無休

5. 主な職員体制

従事者合計人数 74名
施設長・医師 2名 看護職員 15名 介護職員 40名 介護支援専門員 2名 支援相談員 2名
作業療法士 3名 薬剤師 1名 管理栄養士 1名 事務職員等 8名

6. 協力医療機関等

・協力医療機関 医療法人社団幸栄病院 紋別市幸町6丁目1番8号 0158-24-3365
紋別みなと病院 紋別市本町3丁目2番3号 0158-23-2032
・協力歯科医療機関 河野歯科医院 紋別市幸町4丁目1番19号 0158-23-3061

7. 苦情申立窓口について

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、当施設の支援相談員又は紋別市の介護保険課、北海道国民健康保険連合会の各担当者までお気軽にご相談ください。

8. サービス内容について

- ①施設サービス計画の立案
- ②短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護）の立案
- ③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④食 事 朝食 7時00分～9時00分 昼食 11時00分～13時00分 夕食 17時00分～19時00分
- ⑤入 浴
- ⑥医学的管理・看護
- ⑦日常生活における支援および介護
- ⑧リハビリテーション
- ⑨レクリエーション
- ⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪理容・美容サービス
- ⑫行政手続代行
- ⑬生活相談の支援

9. 施設利用の留意事項について

- ・面会の方はサービスステーション前の面会簿にご記入ください。
- ・面会時間は平日8：30～20：00、日・祝日が9：00～20：00となっております。なおインフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等による感染症拡大防止の観点から、一時的に面会制限等を実施することがございます。
- ・面会時に食品の差し入れは利用者の状況等により制限がある場合がありますので職員にご相談のうえお渡しください。また、出来るだけ1日で食べきれぬ量で差し入れをお願いします。
- ・外泊・外出するときは事前に必ずお申し出ください。
- ・施設内は原則禁煙です。
- ・利用者の火気の取扱いは禁止です。
- ・設備・備品の利用について、利用者の責に帰すべき事由により破損などした場合は弁償していただくことがあります。
- ・外泊時等の施設外での医療機関の受診は当施設の医師の許可が必要となりますので原則受診はできません。

10. 禁止事項について

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、ペットの持ち込み、喫煙、飲酒、違法薬物の摂取、他利用者への迷惑行為」は禁止いたします。

11. サービスの利用について

介護保険には、大きくわけて施設などに入所する施設サービスと在宅において訪問介護やデイサービス、ショートステイなどの居宅サービスがあります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、通所リハビリテーションなどの居宅サービス利用するには、原則、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ介護保険サービスを受けることができませんのでご注意ください。

居宅支援サービス計画（ケアプラン）は、居宅介護支援事業所（介護予防の場合は地域包括支援センター）に作成依頼することができます。詳しくは支援相談員にご相談ください。

12. 利用者の負担について

介護保険サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

ご利用される利用者のご負担は、介護保険（介護予防）の給付にかかる1割、2割及び3割の自己負担分と保険給付対象外の費用分（居住費、食費、日用品費、教養娯楽費等）の2種類があり、その合計金額を毎月ご負担いただくこととなります。

介護保険にかかる負担分の1割、2割及び3割の割合は年齢と所得によって決められ、市区町村から交付される「介護保険負担割合」に記されています。負担割合が2割負担になる方は65歳以上の方で合計所得金額が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）。また負担割合が3割負担になる方は65歳以上の方で合計所得金額が220万円以上の方です。（単身で年金収入のみの場合、年収340万円以上）。それ以外の方、もしくは合計所得金額が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たない方や65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が低い方を考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担となります。

法令改正により変更があるため一部記載のない金額については別紙、利用料金表をご参照ください。

①施設入所サービスの保険給付の自己負担額（金額は全て1割負担の場合となっています。）

・介護老人保健施設サービス費/1日

要介護の程度および部屋の種類によって利用料が異なります。

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護度1	714円	788円	796円
要介護度2	759円	836円	841円
要介護度3	821円	898円	903円
要介護度4	874円	949円	956円
要介護度5	925円	1,003円	1,009円

・サービス提供体制加算 (Ⅰ)22円 (Ⅱ)18円 (Ⅲ)6円/1日

従事している介護職員の介護福祉士資格取得率が一定の割合に達している場合に加算します。

介護福祉士資格取得率に応じて金額がかわります。

※令和3年8月現在、当施設は(Ⅱ)に該当します。

・夜勤職員配置加算 24円/1日

深夜を含む連続した16時間に平均して基準以上の職員が配置されている場合に加算します。

・褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)3円 (Ⅱ)13円 (Ⅲ)10円/1ヶ月(下記要件を満たす場合入所者全員より加算)

入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指標を用いて、施設入所時に評価し、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用し、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対しては、関連職種の者が協働して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施した場合に加算します。

・初期加算 30円/1日

入所後30日間に限って加算します。

・外泊時費用 362円/1日

外泊された場合には、1日につき施設サービス費に代えて算定します。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所の扱いとなり、外泊扱いとはなりません。

・外泊時費用(在宅サービスを利用した場合) 800円/1日

入所者に対して、居宅における外泊を認め、その際に当該施設により提供される在宅サービスを利用した場合に加算します。

・療養食加算 6円/1食

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算します。

・短期集中リハビリテーション実施加算 240円/1日

個別のリハビリテーション計画を作成し、医師の指示に基づいて、その入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算します。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240円/1日

個別のリハビリテーション計画を作成し、医師の指示に基づいて、軽度の認知症の方に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として、その入所の日から起算して3月以内の期間に短期集中的な個別リハビリテーションを実施した場合に加算します。

・経口維持加算 (Ⅰ)400円 (Ⅱ)100円/1ヵ月(6ヵ月を限度とする)

経口により食事を摂取している方について、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められ、継続して経口摂取を進めるため、医師の指示に基づいて経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算します。

・経口移行加算 28円/1日

経管により食事を摂取する方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に6ヵ月を限度として加算します。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)34円 (Ⅱ)46円／1日
法令による基準を満たす在宅復帰支援を行った場合に加算します。
※令和3年8月現在、当施設は(Ⅰ)に該当します。
- ・口腔衛生管理加算 (Ⅰ)90円 (Ⅱ)110円／1ヶ月
歯科医師または歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施したうえで、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算します。
- ・認知症専門ケア加算 (Ⅰ)3円 (Ⅱ)4円／1日
認知症の利用者の方に対し、認知症介護に係る専門的な研修修了者を、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に加算します。
- ・認知症ケア加算 76円／1日
認知症専門の棟において日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者に対して介護保険サービスを行った場合に加算します。
- ・認知症情報提供加算(認知症患者医療センター等への紹介) 350円／1回
過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、診療状況を示す文書を添えて、別に厚生労働大臣が定める機関に紹介を行った場合に加算します。
- ・若年性認知症入所者受入加算 120円／1日
若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行なった場合に加算します。
- ・ターミナルケア加算 死亡日1650円 死亡前2～3日820円 死亡前4～30日160円 死亡前31～45日80円／1日
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、本人及び家族に、医師、看護職員、介護職員等が共同して、本人又はその家族に対して説明を行い、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に加算します。期間により料金が変わります。
- ・所定疾患施設療養費 (Ⅰ)239円 (Ⅱ)480円／1日
肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎の利用者に投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算します。医師の感染症対策に関する研修受講の有無により、金額や算定日数が変わります。
- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ)100円 (Ⅱ)240円 (Ⅲ)100円／1回
医師又は薬剤師が関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講したうえで、多剤投薬されている入所者の処方方針を当該医師とかかりつけ医が事前に合意し、その処方方針に従って減薬する取り組みを行い、退所時または退所後1月以内にかかりつけ医に報告し、その内容を診療録に記録した場合に加算します。入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用したり、6種類以上の内服薬が処方されている入所者の処方にかかりつけ医と共同して、総合的に評価・調整し、1種類以上の減薬を実施した場合には料金が変わります。
- ・地域連携診療計画情報提供加算 300円／1回
地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定して病院等を退院した利用者に対し、診療計画に基づき治療等を行い病院等に診療情報を文書により提供した場合に加算します。
- ・入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)450円 (Ⅱ)480円／1回
利用者等が退所後に生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に加算します。
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円／1日
医師が、利用者の方が認知症の行動・心理症状があり、在宅での生活が困難であると医師が認めた場合、緊急に入所を利用した場合に加算します。
- ・試行的退所時指導加算 400円／1回
利用者等に退所後の療養指導を行い、利用者の主治医、又は、居宅介護支援事業者、または、社会福祉施設等に対し、文書をもって利用者の処遇に必要な情報を提供した場合に加算します。

- ・退所時情報提供加算 500円／1回
利用者の退所後、利用者の主治医または、社会福祉施設等に対し、文書をもって診療状況の情報を提供した場合に加算します。
- ・入退所前連携加算 (Ⅰ)600円 (Ⅱ)400円／1回
利用者の入所前後に希望する居宅介護支援事業者と連携し利用者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。また、利用者の退所に先立って、希望する居宅介護支援事業者に対し文書をもって診療状況の情報を提供し、退所後の居宅サービスの利用に関する調整をした場合に加算します。
- ・訪問看護指示加算 300円／1回
退所後、訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し指示書を交付した場合に加算します。
- ・再入所時栄養連携加算 200円／1回
医療保険機関へ入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となり、当施設の管理栄養士が医療保険機関の栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算します。
- ・排泄支援加算 (Ⅰ)10円 (Ⅱ)15円 (Ⅲ)20円／1ヶ月
排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用し、多職種が共同して排せつに関する支援計画を3月毎に作成した場合に加算します。なお、それによって、排せつ状態に改善が見られた場合は金額がかわります。
- ・栄養マネジメント強化加算 11円／1日
管理栄養士を常勤換算で入所者数の数を50で除して得た数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種が共同して作成した栄養ケア計画書に従い、週3回以上の食事観察、食事調整を実施したうえで、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算します。
- ・自立支援促進加算 300円／1ヶ月
医師が入所者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、多職種と共同して少なくとも3月に1回、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施します。その結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算します。
- ・科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)40円 (Ⅱ)60円／1ヶ月
利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出したうえで、サービス提供に当たり、その情報を有効に活用している場合に加算します。加えて利用者毎の疾病の状況や薬剤情報を提出する場合は金額がかわります。
- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33円／1ヶ月
医師、リハビリスタッフが共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理したうえで、その内容等を厚生労働省に提出し、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算します。
- ・緊急時施設療養費 518円／1回
入所者の状態が、意識障害、昏睡、急性呼吸不全、急性心不全、重篤な代謝障害等となり、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合に加算します。
- ・安全対策体制加算 20円／1回
運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置を講じたうえで、外部の研修を受けた担当者を任命し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算します。

- ・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位×39/1000 (Ⅱ)所定単位×29/1000 (Ⅲ)所定単位×16/1000/1ヶ月
従事する介護職員の処遇を改善する場合に加算されます。職場環境の改善や介護職員の資質向上にむけた取組をしている場合には金額が変わります。
- ・特定介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位×21/1000 (Ⅱ)所定単位×17/1000
従事する職員の処遇を改善する場合に加算されます。サービス提供強化加算の取得状況に応じて金額が変わります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%の上乗せをいたします。

※緊急時に所定の対応を行った場合等には、別途料金をいただくことがあります。

②短期入所療養介護（介護予防）の保険給付の自己負担額（金額は全て1割負担の場合となっています。）

- ・短期入所療養介護費（介護予防）/1日

要介護・要支援の程度および部屋の種類によって利用料が異なります。

	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円
要介護度1	752円	827円	833円
要介護度2	799円	876円	879円
要介護度3	861円	939円	943円
要介護度4	914円	991円	997円
要介護度5	966円	1,045円	1,049円

- ・特定介護老人保健施設短期入所療養介護費/1日

3時間以上4時間未満	650円	4時間以上6時間未満	908円
6時間以上8時間未満	1,269円		

- ・サービス提供体制加算 (Ⅰ)22円 (Ⅱ)18円 (Ⅲ)6円/1日

従事している介護職員の介護福祉士資格取得率が一定の割合に達している場合に加算します。

介護福祉士資格取得率に応じて金額が変わります。

※令和3年8月現在、当施設は(Ⅱ)に該当します。

- ・夜勤職員配置加算 24円/1日

深夜を含む連続した16時間に平均して基準以上の職員が配置されている場合に加算します。

- ・送迎加算 184円/片道

入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合に加算します。

- ・療養食加算 6円/1食

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算します。

- ・個別リハビリテーション実施加算 240円/1日

利用者の方に、個別リハビリテーション計画を作成し、個別にリハビリテーションを実施した場合に加算します。

- ・認知症ケア加算 76円/1日

認知症専門の棟において日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者に対して介護保険サービスを行った場合に加算します。

- ・認知症専門ケア加算 (Ⅰ)3円 (Ⅱ)4円/1日

認知症の利用者の方に対し、認知症介護に係る専門的な研修修了者を、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に加算します。

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)34円 (Ⅱ)46円/1日
法令による基準を満たす在宅復帰支援を行った場合に加算します。
※令和3年8月現在、当施設は(Ⅰ)に該当します。
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/1日
医師が、利用者の方が認知症の行動・心理症状があり、在宅での生活が困難であると医師が認めた場合、緊急に短期入所療養介護を利用した場合に加算します。
- ・若年性認知症入所者受入加算 120円/1日
若年性認知症の利用者の方に対して個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行なった場合に加算します。
- ・緊急短期入所受入加算 90円/1日
利用者の状態や家族の事情等により、緊急的に居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない利用をした場合に加算します。
- ・総合医学管理加算 275円/1日
短期入所療養介護利用中の診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載し、かかりつけ医に対して利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を提供する場合に加算します。
- ・重度療養管理加算 120円/1日
利用者が要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理が必要とされた場合に加算します。
- ・緊急時施設療養費 518円/1回
利用者の状態が、意識障害、昏睡、急性呼吸不全、急性心不全、重篤な代謝障害等となり、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合に加算します。
- ・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位×39/1000 (Ⅱ)所定単位×29/1000 (Ⅲ)所定単位×16/1000/1ヶ月
従事する介護職員の処遇を改善する場合に加算されます。職場環境の改善や介護職員の資質向上にむけた取組をしている場合には金額がかわります。
- ・特定介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位×21/1000 (Ⅱ)所定単位×17/1000/1ヶ月
従事する職員の処遇を改善する場合に加算されます。サービス提供強化加算の取得状況に応じて金額がかわります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%の上乗せをいたします。

※緊急時に所定の対応を行った場合等には、別途料金をいただくことがあります。

③施設入所サービス、短期入所療養介護（介護予防）の共通の利用者負担額について

- ・食費 朝食399円・昼食523円・夕食523円/1食
施設で食事を提供した場合にお支払いいただきます。
なお、特定入所介護サービス費の支給対象になる方は、次のとおりの負担額になります。
- ◎施設入所サービスの利用者
第1段階 300円/1日・第2段階390円/1日・第3段階①650円/1日・第3段階②1,360円/1日
- ◎短期入所療養介護サービスの利用者
第1段階 300円/1日・第2段階600円/1日・第3段階①1,000円/1日・第3段階②1,300円/1日

- ・ 居住費（滞在費） 個室1668円／1日、2人室・4人室377円／1日、ユニット型個室2,006円／1日
施設の居室料と光熱水費に相当する費用です。部屋の種類によって違いがあります。
なお、特定入所介護サービス費の支給対象となる方は、居住費・滞在費および食費の負担の軽減が受けることができ、次のとおりの負担額になります。

個室	第1段階	490円／1日	・	第2段階	490円／1日	・	第3段階	1,310円／1日
2人室・2人室	第1段階	0円／1日	・	第2段階	370円／1日	・	第3段階	370円／1日
ユニット型個室	第1段階	820円／1日	・	第2段階	820円／1日	・	第3段階	1,310円／1日
- ・ 日用品費 120円／1日
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・ 教養娯楽費 143円／1日
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・ 個室使用料 A330円／1日・B275円／1日
個室（Aはトイレ付、Bはトイレ無）の利用を希望される場合にお支払いいただきます。
- ・ テレビ利用料 40円／1日
各室のテレビご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室ご利用の場合は個室使用料に含まれています。
- ・ 冷蔵庫利用料 66円／1日
各室の冷蔵庫ご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、個室のご利用の場合は個室使用料に含まれています。
- ・ 洗濯機使用料 100円／1回・乾燥機使用料 100円／1回
3・4階に設置してあるコインランドリーを使用される場合にお支払いいただきます。なお、お支払いはプリペイドカードのみとなります。プリペイドカードは事務所にて販売しております。
- ・ 家族寝具使用料 1人・2,200円／1日
利用者の家族などが、施設にお泊りになり、寝具、日用品などを使用される場合にお支払いいただきます。
- ・ 理容料 実 費
理容をご利用の場合にお支払いいただきます。実施日程等の都合がございますので詳しくは担当者にお問い合わせください。
- ・ 予防接種料 実 費
インフルエンザ等の予防接種に係る費用で接種を希望された場合にお支払いいただきます。
- ・ おむつ料 実 費
施設で用意するおむつの使用は、すべて介護保健給付の対象となっておりご負担はありませんが、外泊される時、施設のものをお持ちになる場合にはご負担していただくこととなります。
- ・ プリペイドカード 1,100円／枚
3・4階に設置してあるコインランドリー用です。1枚で1,000円分を使用できます。事務所にて販売しております。
- ・ 各文書作成料 実 費
各申請にかかる申請書、意見書等を作成した場合にお支払いいただきます。

④通所リハビリテーションの介護保険給付の自己負担額（金額は全て1割負担の場合となっています。）

- ・通所リハビリテーション費 [6時間以上7時間未満] / 1日
要介護1 710円 要介護2 844円 要介護3 974円
要介護4 1,129円 要介護5 1,281円
- ・入浴介助加算 (Ⅰ)40円 (Ⅱ)60円 / 1日
通所リハビリテーション計画上、入浴介助を行うことになっている場合に加算します。
また、医師等が利用者の自宅訪問により把握した利用者宅の浴室環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき入浴介助を行った場合には金額が変わります。
- ・サービス提供体制加算 (Ⅰ)22円 (Ⅱ)18円 (Ⅲ)6円 / 1日
従事している介護職員の介護福祉士資格取得率または平均勤務継続年数が一定の割合に達している場合に加算します。介護福祉士資格取得率、平均勤務継続年数に応じて金額が変わります。
- ・リハビリテーションマネジメント加算 A(イ)560円 A(ロ)593円 B(イ)830円 B(ロ)863円 / 1ヵ月
個別のリハビリテーション計画を作成し、同意を頂きます。それに基づいてリハビリテーションプロセスを実施するとともに、多職種協働によるリハビリテーションを行った場合に加算します。実施期間や計画を説明した職種に応じて金額が変わります。
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 110円 / 1日
個別リハビリテーション計画を作成し、個別にリハビリテーションを短期集中的に実施した場合に加算します。退院・退所日又は認定日から期間により金額が変わります。
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ)110円 / 1日 (Ⅱ)1,920円 / 1ヶ月
認知症の利用者の方に生活機能の改善を目的として記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを週2日実施した場合の加算します。
- ・若年性認知症利用者受入加算 60円 / 1日
若年性認知症の利用者の方に対して個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行なった場合に加算します。
- ・栄養改善加算 200円 / 1回
低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に、栄養ケア計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に1ヶ月につき2回まで加算します。
- ・栄養アセスメント加算 50円 / 1ヶ月
管理栄養士を1名以上配置したうえで、多職種が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者等に対してその結果を説明し、必要に応じた対応を行い、利用者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出してサービス提供にあたり必要な情報を活用している場合に加算します。
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)20円 (Ⅱ)5円 / 1回
管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を共有した場合、6月に1回を限度として加算します。
- ・口腔機能向上加算 (Ⅰ)20円 (Ⅱ)5円 / 1日
口腔機能の低下している方又はそのおそれのある方に、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に1ヶ月につき2回まで加算します。
- ・重度療養加算 100円 / 1日
利用者が要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理が必要とされた場合に加算します。
- ・中重度者ケア体制加算 20円 / 1日
中重度要介護の利用者を受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に加算します。

- ・移行支援加算 12円／1日
心身状態が向上し、社会参加を維持できる他のサービスなどに移行できるなどのリハビリテーションを提供するため、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に加算します。
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算 1,250円／1ヶ月
社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てたリハビリテーションを実施し、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導などを行った場合に加算します。
- ・科学的介護推進体制加算 40円／1ヵ月
利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出したうえで、サービス提供に当たり、その情報を有効に活用している場合に加算します。
- ・介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位×47/1000 (Ⅱ)所定単位×34/1000 (Ⅲ)所定単位×19/1000／1ヶ月
従事する介護職員の処遇を改善する場合に加算されます。職場環境の改善や介護職員の資質向上にむけた取組をしている場合には金額がかわります。
- ・特定介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)所定単位×20/1000 (Ⅱ)所定単位×17/1000／1ヶ月
従事する職員の処遇を改善する場合に加算されます。サービス提供強化加算の取得状況に応じて金額がかわります。

※利用者が自宅から施設または施設から自宅への送迎を利用しない場合は、その都度減算します。

※新型コロナウイルス感染症等や災害の影響により、前年度に比べ、5%以上の利用者減が見られた場合には3%の上乗せをする場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%の上乗せをいたします。

⑤介護予防通所リハビリテーションの介護保険給付の自己負担額（金額は全て1割負担の場合となっています。）

- ・介護予防通所リハビリテーション費／1ヵ月
要支援1 2,053円 要支援2 3,999円
- ・サービス提供体制加算 (Ⅰ)176円 (Ⅱ)144円 (Ⅲ)48円／1ヶ月
従事している介護職員の介護福祉士資格取得率または平均勤務継続年数が一定の割合に達している場合に加算します。介護福祉士資格取得率、平均勤務継続年数に応じて金額がかわります。
- ・運動機能向上加算 225円／1ヵ月
運動機能の低下している方又はそのおそれのある方に対し、運動機能改善のための計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。
- ・栄養改善加算 150円／1ヵ月
低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に対し、栄養ケア計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。
- ・栄養スクリーニング加算 5円／1回
管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を共有した場合、6月に1回を限度として加算します。
- ・口腔機能向上加算 150円／1ヵ月
口腔機能の低下している方又はそのおそれのある方に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算します。
- ・選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)480円 (Ⅱ)700円／1ヶ月
運動機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を複数にわたり実施した場合に加算します。

- ・事業所評価加算 120円／1ヵ月
利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、次年度における当該事業所のサービス提供につき加算します。
- ・若年性認知症利用者受入加算 240円／1ヶ月
若年性認知症の利用者の方に対して個別に担当者を定め、その者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行なった場合に加算します。

※新型コロナウイルス感染症等や災害の影響により、前年度に比べ、5%以上の利用者減が見られた場合には3%の上乗せをすることがあります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%の上乗せをいたします。

⑥通所リハビリテーション利用者負担額について

- ・食費 屋食 523円／1食 ・ おやつ 100円／1食
施設で食事を提供した場合にお支払いいただきます。
- ・日用品費 60円／1日
石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・教養娯楽費 88円／1日
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。
- ・おむつ代 実費
利用者の身体の状況により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

13. お支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動振替（北見信用金庫・ゆうちょ銀行）の3つの方法があります。北見信用金庫口座からの引落日は請求書発行月の30日、ゆうちょ銀行口座からの引落日は請求書発行月の25日となります。なお、引落日が土・日・祝日であった場合は、翌営業日となります。

14. 個人情報の利用について

介護老人保健施設サン・ヒルズ紋別では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、下記の方針および目的で利用・提供させていただきますのでご協力ください。

【個人情報保護方針】

弊法人は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策
個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
3. 個人情報の確認・訂正・利用停止
当該本人（利用者様）等からの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。
4. 個人情報に関する法令・規範の遵守
個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。
5. 教育および継続的改善
個人情報保護体制を適切に維持するため職員の教育・研修を徹底し内部規則を継続的に見直し改善します。
6. 診療・介護情報の提供・開示
診療・介護情報の提供・開示に関しては、別に定めます。
7. 問い合わせ窓口
個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者ならびに相談窓口をご利用下さい。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供